

県有地売払いのご案内

(一般競争入札)

現地説明日 令和7年2月13日(木)

申込締切日 令和7年2月25日(火)

入札実施日 令和7年3月4日(火)

富山県経営管理部管財課

も く じ

- ◎ 売却物件（一般競争入札）のご案内----- P 1
- ◎ 入札による売買の概要----- P 2～3
- ◎ 県有財産の一般競争入札説明書----- P 4～11
- ◎ 入札心得書----- P 12
- ◎ 売買契約書例----- P 13～17
- ◎ 物件案内（物件調書、位置図等）----- P 18～33
- ◎ 様式（参加申込書、誓約書、委任状、入札書、役員一覧表、公表同意書、
質問書）----- P 34～40
- ◎ 関係法規（抜粋）----- P 41～44

このご案内についてのお問い合わせ先

〒930-8501
富山市新総曲輪1番7号
富山県経営管理部管財課 管理係
TEL 076-444-3172（直通）
E-mail akanzai@pref.toyama.lg.jp

売却物件（一般競争入札）のご案内

物件番号	所在地 (登記簿による表示)	地目	実測面積 (㎡)	予定価格 (円)	用途地域 容積・建ぺい率	現地説明 日時	入札日時
1	高岡市戸出三丁目 1007番3外2筆	宅地	2,130.89	60,700,000	一種中高層 (200/60)	2月13日(木) 午後1時45分 から	3月4日(火) 午前9時30分 から
2	高岡市佐野276番3	宅地	199.49	5,300,000	市街化調整 区域 (400/70)	2月13日(木) 午後2時40分 から	3月4日(火) 午前10時から
3	射水市戸破字神川 2459番外2筆	宅地	3,709.08	108,880,000	準住宅 (200/60)	2月13日(木) 午後3時45分 から	3月4日(火) 午前10時30分 から

- ・ 予定価格とは、あらかじめ富山県が定めた最低売払価格です。
- ・ 入札価格が予定価格以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。
- ・ 土地の売買は実測面積で行います（登記簿の面積とは異なります。）。
- ・ 売買物件は、現況のままでの引渡しとなります。
- ・ 現地説明への参加、不参加は自由ですが、不参加の場合でも、現地説明事項等について全て承知されたものとみなしますので、ご了解のうえ、入札に参加願います。
- ・ 現地説明に参加される方は、令和7年2月7日（金）午後5時15分までに富山県電子申請サービスまたは電話で申し込んでください。
- ・ 現地説明の参加申込みがなかった物件の現地説明は実施しません。

・ 富山県電子申請サービス

【物件番号1 高岡市戸出】

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/m4RIXz65>

【物件番号2 高岡市佐野】

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/iqfhpzy6>

【物件番号3 射水市戸破】

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/kG9MI63u>



QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

売却物件の詳細は、物件案内（P18～33）を参照

<入札による売買の概要>

令和7年1月24日(金)
入札の公告
同日
申込書配布開始

- ①入札の公告
・富山県報による公告
- ②申込用紙配布
・富山県管財課で配布(郵送の請求可能)
・県ホームページからもダウンロード可

令和7年1月24日(金)
持参・郵送による
申込受付開始

- ③申込時必要書類
・申込書、誓約書(別紙様式)、
役員一覧表(法人の場合のみ)及び登記事項
証明書(商業・法人登記)を提出
・郵送の場合は簡易書留

令和7年2月13日(木)
現地説明

- ④現地説明
・売却物件の現地において、物件の概要を説明
・参加される方は令和7年2月7日(金)午後
5時15分までに富山県電子申請サービスまた
は電話で申し込んでください。

令和7年2月17日(月)まで
質問の受付

- ⑤質問の受付
・電子メールで送信(質問書添付)
・回答は質問者名を除き県ホームページに公開

令和7年2月25日(火)
持参・郵送による
申込受付終了

※郵送による申込の場合、
簡易書留は2月25日の消印有効

令和7年3月4日(火)
入札

- ⑥入札
・指定の日時、場所で開催
・入札保証金を納付のうえ参加

開札、落札者決定

- ⑦開札、落札者決定
・入札締切後、入札者の前で開札し、
落札者を決定

令和7年3月13日(木)まで
契約締結

- ⑧契約締結
・県と落札者で契約を締結

売買代金の支払い

⑨ 売買代金の支払い

納付した入札保証金を契約保証金として充当し、残り(売買代金と契約保証金との差額)を契約締結後40日以内にお支払いください。



所有権の移転登記

⑩-1 所有権の移転登記

- ・登録免許税等所有権の移転にかかる費用は落札者の負担になります。
- ・登記手続は県が行います。

売買物件の引渡し

⑩-2 売買物件の引渡し

- ・売買代金の支払い完了後、速やかに売買物件を引き渡します。

申込用紙は下記のホームページからも入手可能です。

富山県経営管理部管財課のホームページ

<https://www.pref.toyama.jp/1106/kensei/kenseiunei/kensei/soshiki/11/1106.html>

県有財産の一般競争入札説明書

1 入札の資格

入札には、個人、法人を問わずどなたでも参加いただけます。また、2人以上の共有名義（※）で参加することもできます。

※1 所有権を登記する際に共有とする場合は必ず共有名義で申し込みください。

※2 入札書の入札者欄に記載された方が代表して入札保証金及び売買代金の納付を行ってください。

ただし、下記（1）から（4）のいずれかに該当する方は、この入札に参加することができません（共有予定者を含む。）。

（1）地方自治法施行令第167条の4第1項各号又は第2項各号に該当すると認められる者（地方自治法施行令）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和三年法律第七十七）第三十二条第一項 各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

（2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者

(3) 次のいずれかに該当する者

- ① 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与している者
- ② 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- ③ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- ④ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(4) 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成11年法律第147号）に基づき、同法第5条「観察処分」の決定を受けた団体及びその構成者若しくはその関係者

2 入札の申込

この入札に参加するためには事前の申込みが必要です。

申込みには、

- (1) 県有財産一般競争入札参加申込書（別添様式）
- (2) 誓約書（別添様式）
- (3) 申込者が法人の場合、役員一覧表（別添様式）、登記事項証明書（商業・法人登記）

※登記事項証明書は発行日から3ヶ月以内であれば写しでも必要になります。

別添様式に必要事項を記入し、記名押印のうえ申込みください。

なお、郵送による申込みも受け付けます。

(持参される場合) 令和7年2月25日(火)までに提出してください。

【提出先】 富山県経営管理部 管財課 管理係

(受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで)

(郵送される場合) 令和7年2月25日(火)までに簡易書留で発送されたものを受け付けます(当日消印有効)。

【送付先】 〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

富山県経営管理部 管財課 管理係

3 質問の受付及び回答

質問等については、原則として書面（別添様式）により受け付けます。なお、回答は受付終了後、質問者名を除き県ホームページに公開します。

(1) 質問受付期間

令和7年2月17日(月) 午後5時15分まで

(2) 質問書提出先 (電子メールで送信(添付)するものとします)

4 個人情報の取扱い

申込者から提出のあった入札参加申込書、誓約書及び役員一覧表等に記載された個人情報については、入札事務のみに使用します。

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

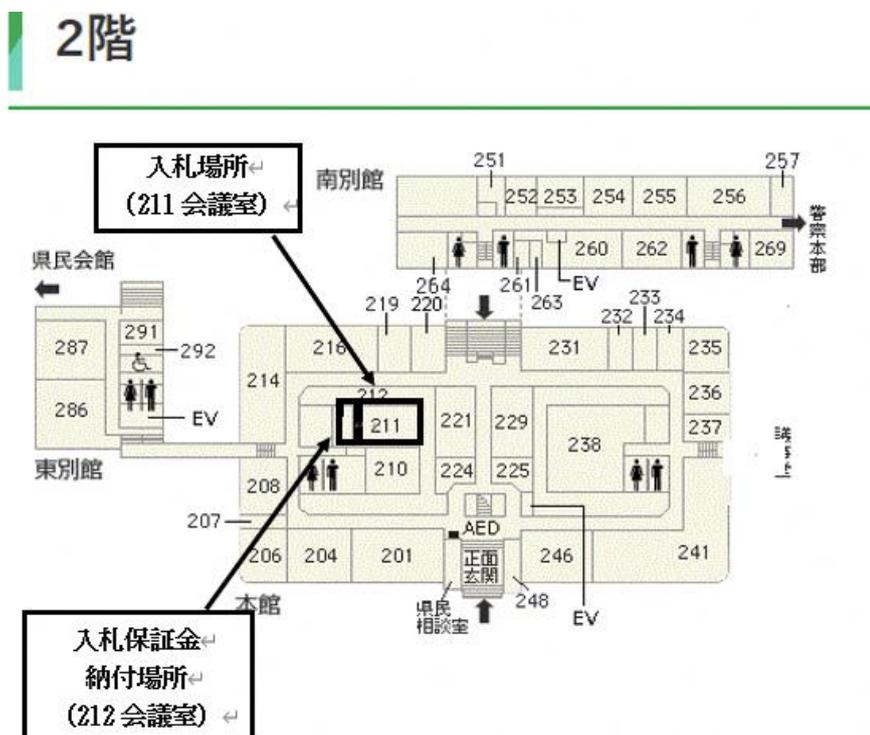
物件番号	所在地(登記簿による表示)	日 時
1	高岡市戸出三丁目1007番3外2筆	令和7年3月4日(火) 午前9時30分 ※入札保証金納付受付は午前9時～午前9時20分
2	高岡市佐野276番3	令和7年3月4日(火) 午前10時 ※入札保証金納付受付は午前9時30分～午前9時50分
3	射水市戸破字神川2459番外2筆	令和7年3月4日(火) 午前10時30分 ※入札保証金納付受付は午前10時～午前10時20分

なお、開札については入札終了後、直ちに行います。

(2) 場所

富山市新総曲輪1-7 富山県庁本館2階211会議室
入札保証金納付場所は 同212会議室です。

(入札場所・入札保証金納付場所 位置図)



(3) 注意事項

入札保証金の納付・受付は、上記入札開始時間の30分前から10分前まで行いますので、必ずこの時間内に納付を済ませてください。

入札保証金の納付が完了次第、随時211会議室へご案内します。

入札は上記開始時間を厳守して行います。

開始時間に遅れた場合は、入札に参加できませんのでご注意ください。

県庁構内駐車場へ駐車される場合は時間帯により混雑していることがありますのでご注意ください。

6 入札日の持参品等

(1) 入札書（別添様式を使用してください。）

(2) 委任状（別添様式を使用してください。）

入札参加申込書の申込人本人が入札に参加される場合は不要です。

法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理の方が入札に参加される場合は、委任状を持参してください。

共有者で申し込まれる場合も、委任状を持参のうえ、代表者が手続を行ってください。

(3) 印鑑

入札参加申込書に押印したご本人の印鑑を持参ください。

ただし、代理人が入札される場合にはご本人（委任者）の印鑑の持参は必要ありませんが、代理人の方は委任状に押印したご自分の印鑑を持参ください。

(4) 入札保証金

入札者は、下記に定める金額の「入札保証金」を、入札の前に納付しなければなりません。

（入札保証金は、予定価格の100分の10以上の額となっております。）

なお、共有名義の場合は、代表者が納付してください。

物件番号	所在地(登記簿による表示)	予定価格	入札保証金
1	高岡市戸出三丁目1007番3外2筆	60,700,000円	6,070,000円
2	高岡市佐野276番3	5,300,000円	530,000円
3	射水市戸破字神川2459番外2筆	108,880,000円	10,888,000円

- ・入札保証金は、原則として銀行が振出した小切手（全国手形交換所加盟店のもの）で納付してください。（なお、発行日より1週間以内、持参人払式のものに限ります。）

- ・落札者の入札保証金は、契約締結日まで還付しません。なお、入札保証金は契約保証金、売買代金に充当されます。→後記10をお読みください。
- ・落札されなかった方の入札保証金は、入札終了後、保証金を納付した時に発行する受領証書と引き替えに速やかに還付します。

(5) 筆記用具（黒のボールペンまたは万年筆）

(6) 身分証明書（ご本人又は委任を受けた方と証明できるもの。顔写真付き。
例：マイナンバーカード、運転免許証）

7 入札における注意事項

「入札心得書」（P12）をよくお読みください。

8 落札者の決定

落札者は、県の予定価格以上の価格で最高の価格で入札した方とします。

ただし、落札者となる同価の入札者が二人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。なお、この場合は、同価格で入札した方は全て「くじ」を引かなければならず、辞退することはできません。

なお、共有名義で入札に参加された方が落札者となった場合、売買契約書の締結及び所有権登記に必要なため、速やかに落札した土地の所有権持分割合について申立書を提出してください。

9 契約の締結

(1) 売払申請書の提出

落札された方は、落札後速やかに売払申請書を提出していただきます。

(2) 契約の締結

落札者は、令和7年3月13日（木）までに契約を締結する必要があります。

期限までに契約を締結しない場合は、落札は無効となり、入札保証金は、県に帰属します。

10 売買代金の支払方法

入札日に納付された入札保証金を契約保証金として充当しますので、契約締結後、売買代金と契約保証金との差額を、県が発行する納入通知書により、契約締結の日から40日以内に納付していただきます。

なお、売買代金の支払いが行われなかった場合には、契約保証金は県に帰属することになります。

11 所有権の移転及び費用負担

- (1) 売買代金を完納されたときに所有権の移転があったものとし、直ちに物件を現況のまま引き渡します。
- (2) 所有権の移転登記は、売買代金の完納（所有権の移転）後、県が行います。
- (3) 売買契約書（県保管用のもの1部）に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、落札者の負担とします（ただし、仲介手数料はかかりません。）。

12 契約に付す条件

入札の物件については、売買契約書において次の制限を付しますので、ご注意ください。

- (1) 契約締結の日から5年間（指定期間）、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならないこと。
- (2) 売買物件を暴力団関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供してはならないこと。
- (3) 県は、指定期間中は（1）及び（2）に定める特約の履行状況を確認するため、随時に実地調査を行うことができること。また、正当な理由なくして前項に定める実地調査を拒み、妨げ又は忌避してはならないこと。
- (4) 上記（1）、（2）及び（3）の条件に違反した場合は、契約金額の3割を違約金として県に支払わなくてはならないこと。

13 売払結果の公表について

売払結果は県のホームページに公表します。公表の概要は以下のとおりです。

- (1) 公表時期 購入者の決定後、県が必要と認める時期
- (2) 公表内容
 - ① 当該財産の所在地、区分、数量
 - ② 応札者数、開札結果（同日に受付した場合のみ）
 - ③ 売払の契約年月日
 - ④ 売払の契約金額
 - ⑤ 売払相手方の個人・法人別（個人の場合は、具体名は公表しませんが、法人の場合は、同意を得たうえで、具体名を公表できるものとします。）

- ⑥ 契約相手方の業種（法人の場合のみ）
- ⑦ 価格形成上の減価要因（予定価格の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の瑕疵又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。）

（3）その他

県報やこの「県有地売払いのご案内」において、契約内容を公表する旨をあらかじめ公告するとともに、落札時には公表に同意する旨の文書を交わすこととします。

14 その他

この説明書に定めのない事項については、富山県会計規則（昭和62年規則第17号）その他関係法令等の定めるところによります。

小切手について

入札保証金を小切手で納付される場合には、この用紙を金融機関の窓口にお示しのうえ、次のとおりの小切手の振出しを依頼してください。

JC00000	小切手	※④	全国 0000 0000 - 000
支払地 ○○市			
※① ××銀行 □□支店			
¥ 〇〇〇,〇〇〇 -		※⑤ 銀行渡り	
上記の金額をこの小切手と引き換えに ※② 持参人 へお支払ください。			
※③ 振出日 令和 年 月 日	××銀行 □□支店		
振出地 ○○市	※① 振出人	支店長 ○〇〇〇	印

※（注意）

- ①振出人、支払人とも同一金融機関である。
- ②受取人は持参人払いとする。
- ③振出日の翌日から起算して7日を経過していない。
- ④全国手形電子交換所加盟店のものである。
- ⑤一般線引小切手である（特定線引小切手は不可。）

全国手形電子交換所の新設に伴い、小切手の取扱いが金融機関によって異なります。手数料等も異なりますので、発行する金融機関によくご確認ください。

入札心得書

第1条 入札希望者は、「県有財産の一般競争入札説明書」（P 4～11）及びこの「入札心得書」を熟読のうえ入札してください。

第2条 現物と公告物件の数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 入札者が代理人である場合には、入札前に必ず委任状を担当者に提出してください。

第4条 入札書は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ封かんし、入札者の氏名を明記して、所定の入札箱に投函してください。

第5条 入札金額は、入札用紙に右詰めで物件の金額を算用数字で表示し、最初の数字の前に「金」または「¥」を記入してください。

第6条 提出した入札書は、事由の如何にかかわらず、引き換え、変更又は取り消しをすることはできません。

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者の入札
- (2) 入札参加申込書等事前に指定した書類を提出していない者の入札
- (3) 入札の時間前に定められた金額の入札保証金を納付していない者の入札
- (4) 入札書の記載事項が不明な入札及び入札金額を訂正し、その箇所に押印のない入札
- (5) 入札書に記名もしくは押印のない入札
- (6) 一物件につき、一人で2通以上の入札書を提出した入札
- (7) 一物件につき、一人で他人の代理も兼ねて参加した者の入札又は一人で二人以上の代理をした者の入札
- (8) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害しもしくは不正の利益を得るために連合した者の入札
- (9) 前各号に掲げる者のほか、「県有財産の一般競争入札説明書」及びこの「入札心得書」に規定する入札に関する条項に違反した者の入札

第8条 開札は、次のとおりとします。

- (1) 入札後直ちに入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札に立会わない場合には、県が指定した者を立会わせて開札します。この場合は、異議の申し立てはできません。
- (2) 開札した結果、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいない場合にはその旨を開札に立会った入札者にお知らせします。

第9条 入札価格が県の予定価格以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、落札者となる同額の入札者が2人以上ある時は、直ちにくじによって落札者を決定します。

県有財産売買契約書(案)

売出人富山県(以下「甲」という。)と買受人(以下「乙」という。)との間において、次の条項により、売買契約を締結する。

(信義誠実の原則)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 売買物件は、次のとおりとする(別紙図面のとおり)。

- (1) 所在地 ○○○○
- (2) 区 分 土地
- (3) 地 目 宅地
- (4) 数 量 登記簿面積 ○○○○平方メートル
実測面積 ○○○○平方メートル

(売買代金)

第3条 売買代金は、金●●円とする。

(契約保証金)

第4条 乙は、この契約締結と同時に契約保証金として金(予定価格の10/100以上=入札保証金)円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金(以下、「契約保証金」という。)は、次条第2項に定める遅延利息及び第12条に定める違約金の予定又はその一部と解釈しない。また、契約保証金には、利息は付さないものとする。

3 甲は、乙が次条第1項に定める義務を履行したときは、契約保証金を売買代金に充当するものとする。

4 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、契約保証金を県に帰属させるものとする。

(売買代金納付期限等)

第5条 乙は、売買代金のうち契約保証金を除いた金(売買代金から契約保証金を差し引いた額)円を、甲の発行する納入通知書により指定する期日までに、甲に支払わなければならない。

2 乙が前項に規定する納付期限までに、売買代金を支払わないときは、甲は、納付期限到来の日の翌日から納付する日までの日数に応じ、納付すべき売買代金の額につき年14.6パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として徴収することができるものとする。

(所有権の移転及び登記)

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金(前条第2項の規定による遅延利息を含む。)の支払いを完了した時に乙に移転するものとする。

2 乙は、前項の規定により所有権が移転したときは、甲に対して所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により速やかに所有権の移転登記を嘱託するものとする。

(売買物件の引渡し)

第7条 甲は、売買物件の所有権が移転した後、直ちに売買物件を乙に引渡し、乙は、直ちに当該物件の受領書を甲に提出するものとする。

(危険負担)

第8条 乙は、この契約締結の時から売買物件の引渡しの時までの間において、乙の責めに帰する理由により売買物件が滅失し、又は損傷したときは、甲に対して売買代金の減免の請求及び契約の解除をすることができないものとする。

(契約不適合責任)

第9条 乙は、この契約締結後、引き渡された売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、売買物件の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完請求、売買代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(特約)

第10条 乙は、本契約締結の日から5年間（以下「指定期間」という。）、「売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

2 乙は、売買物件を暴力団関連施設その他周辺の住民に著しく不安を与える施設の用に供してはならない。

(実地調査等)

第11条 甲は、指定期間中は、前条に定める特約の履行状況を確認するため、随時に実地調査を行うことができる。

2 乙は、正当な理由なくして前項に定める実地調査を拒み、妨げ又は忌避してはならない。

(違約金)

第12条 乙は、第10条及び前条第2項に定める義務に違反したときは、金（契約金額の3割）円を、違約金として甲に支払わなければならない。

(催告による解除)

第13条 甲は、前条の規定にかかわらず、乙がこの契約に定める義務（以下この条及び次条において「債務」という。）を履行しない場合は相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(催告によらない解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 債務の全部の履行が不能であるとき。

(2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（乙が支店若しく

は事業所である場合にはその代表者を含む。)をいう。以下この条において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (8) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。
- (9) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (11) 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。

(原状回復及び返還金等)

第15条 乙は、甲が前2条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

3 甲は、前2条の規定により解除権を行使したときは、収納済みの売買代金を乙に返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

4 甲は、前2条の規定により解除権を行使したときは、前項に規定するものを除き、乙が支出した一切の費用を負担しない。

(損害賠償)

第16条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、第12条の規定とは別にその損害の賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、第15条第3項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する売買代金の一部又は全部と相殺する。

(契約の費用)

第18条 所有権の移転登記に要する費用その他この契約により生じる費用は、乙の負担とする。

(契約内容の公表)

第19条 乙は、本契約締結後、別紙に掲げる契約内容を甲が公表することに同意するものとする。

(協議)

第20条 この契約に関して疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判の管轄)

第21条 この契約に関する紛争については、富山県庁の所在地を管轄する富山地方裁判所を第一審の裁判所とする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各目その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 売出人 富山市新総曲輪1番7号

富山県知事 新 田 八 朗

乙 買受人 住所

氏名

(別紙)

契約書第19条で記載した「別紙に掲げる契約内容」は以下のとおり。

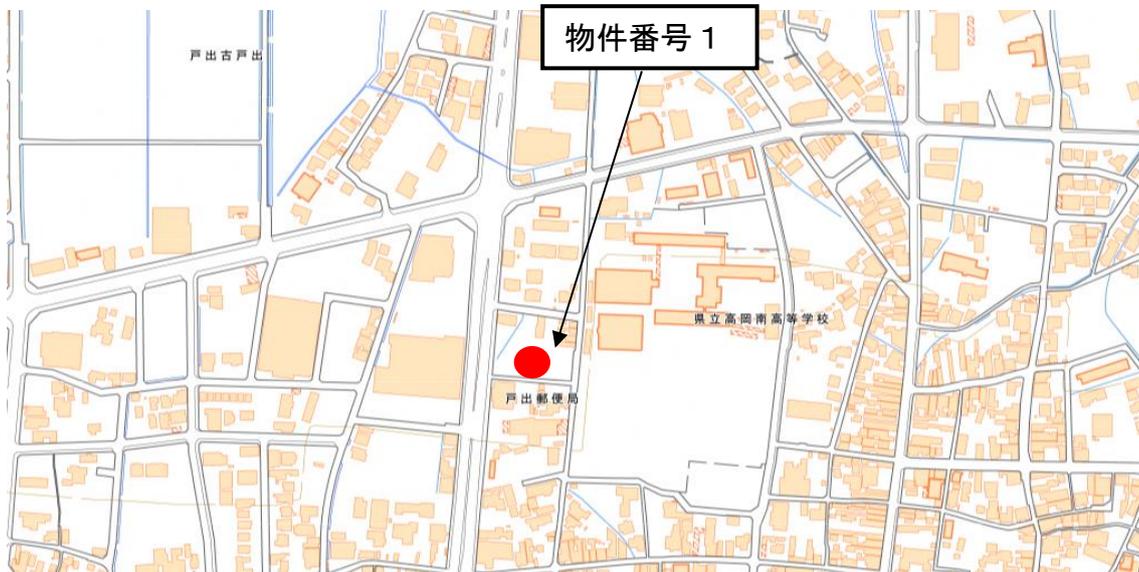
- 1 当該財産の所在地、区分、数量
- 2 応札者数、開札結果（同日に受付した場合のみ）
- 3 売払の契約年月日
- 4 売払の契約金額
- 5 売払相手方の個人・法人の別（個人の場合は、具体名は公表しないが、法人の場合は、同意を得たうえで、具体名を公表できるものとする。）
- 6 売払相手方の業種（法人の場合のみ）
- 7 価格形成上の減価要因（県の予定価格の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の瑕疵又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。）

物 件 調 書

物件番号	1
------	---

所在地	高岡市戸出三丁目1007番3外2筆					
面積	登記簿 実測	2,130.89㎡ 2,130.89㎡	地目	宅地	形状 明細図のとおり	
接面道路の幅員及び構造	東側 幅員約4m舗装市道（戸出町三丁目8号線） 西側 国道156号 南側 幅員約3m舗装市道（戸出町三丁目9号線）					
法令等に基づく制限	都市計画法	西側国道の官民境界線から50mまで：準住居地域 上記以東：第一種中高層住宅専用地域				
	建築基準法	建ぺい率	60%	容積率	200%	
		防火地域等	—	その他	—	
	その他					
私道負担等に関する事項	負担の有無	無	負担の内容			
供給処理施設の状況	供給の状況		事業所名	電話番号		
	電気	引き込み可	北陸電力（株）	0120-776453		
	上水道	引き込み可	高岡市上下水道局水道料金センター	0766-20-1616		
	下水道	引き込み可				
	ガス	引き込みなし	—	—		
交通機関	鉄道	JR城端線「戸出駅」約600m				
	バス	路線バス「佐野」約300m				
接近条件	戸出西部小学校	約820m	戸出中学校	約900m	スーパー	約150m
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・売却地は旧市営戸出プールの跡地です。 ・敷地内の工作物は、現状有姿での引渡しとなります。 ・敷地内の電柱は、県の使用許可により北陸電力(株)が設置したものです。 ・当該売却地は、高岡市立地適正化計画による「居住誘導区域」であるため、誘導施設を有する建築物の建築の開発行為もしくは建築行為等を行う場合は、工事に着手する30日前までに高岡市長への届出が必要となります。詳細については、高岡市役所都市計画課（TEL 0766-20-1404）へお問合せください。 ・ハザードマップにおける物件の所在地については、別紙のとおりです。同マップの記載内容は今後変更される場合があります。詳細については、高岡市役所土木維持課（TEL 0766-30-7288）へお問合せください。 					
	注）この物件調書は、購入希望者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず購入希望者ご自身において現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。					

位置図



地積測量図

地番 1007-3, 1007-8, 1007-9

土地の所在 高岡市戸出町三丁目

求積表

測点名	地積種類	① 1007-3		
		X座標	Y座標	Y (X _{n+1} -X _{n-1})
382	金属板	76040.343	-16919.989	74.444
383	合成樹脂板	76040.830	-16924.196	1.371
384	合成樹脂板	76041.714	-16932.475	1.202
388	合成樹脂板	76042.032	-16935.379	1.711
387	合成樹脂板	76043.425	-16936.966	1.729
365	銅印	76043.761	-16939.590	1.951
K1	コンクリート杭	76045.376	-16946.225	2.003
P510	合成樹脂板	76045.764	-16960.225	-27.989
P511	金属板	76017.396	-16962.915	-31.864
362	金属板	76013.880	-16925.482	-1.010
363	金属板	76016.386	-16922.431	26.463
地面積				2247.866687
地面積				1123.933335
地面積				1123.93 m ²

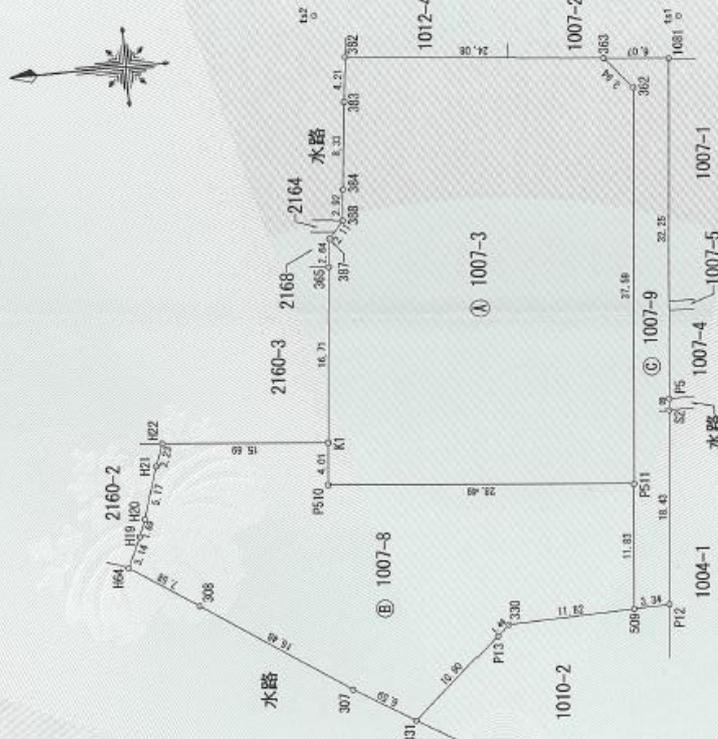
測点名	地積種類	② 1007-8		
		X座標	Y座標	Y (X _{n+1} -X _{n-1})
H64	金属板	76065.235	-16956.266	5.004
P19	金属板	76063.929	-16963.403	-1.913
H20	金属板	76063.323	-16961.819	-2.159
H21	金属板	76061.770	-16956.885	-2.316
H22	コンクリート杭	76061.007	-16954.768	-16.384
K1	コンクリート杭	76045.376	-16956.225	-15.243
P510	合成樹脂板	76045.764	-16960.225	-27.989
P511	金属板	76017.396	-16962.915	-27.860
509	金属板	76018.504	-16974.701	12.927
330	合成樹脂板	76030.323	-16975.023	12.948
P13	合成樹脂板	76031.452	-16976.010	9.342
331	合成樹脂板	76039.665	-16983.188	13.828
307	合成樹脂板	76045.280	-16979.725	19.260
308	合成樹脂板	76058.925	-16970.472	19.956
地面積				-1529.01144
地面積				764.505720
地面積				764.50 m ²

測点名	地積種類	③ 1007-9		
		X座標	Y座標	Y (X _{n+1} -X _{n-1})
009	金属板	76018.504	-16974.701	2.238
P511	金属板	76017.396	-16962.915	-4.624
362	金属板	76013.880	-16925.482	-1.010
363	金属板	76016.386	-16922.431	-3.538
1081	金属板	76010.341	-16923.045	-3.062
P5	金属板	76013.324	-16955.166	3.084
SZ	石杭	76013.425	-16956.257	1.834
P12	金属板	76015.158	-16974.609	5.079
地面積				-352.824552
地面積				176.412790
地面積				176.41 m ²

調査報告書No.1812191

作成者 高岡市戸出町6丁目5番11号
土地家屋調査士 砂道 章

(平成30年12月15日作成)



恒久的地物の座標値			
点名	種類	X座標	Y座標
1s1	金属板	76009.031	-16919.167
1s2	金属板	76042.852	-16915.817

測量の基準				
測地系 (測地院測点)	既知点の名称及び座標値	標高		備考
		X座標	Y座標	
電子基準点 7	高岡	72079.948	-12049.456	-
	高岡	82189.029	-15228.874	-
	高岡	65754.947	-32234.904	-

測量年月日: 2018年6月12日

縮尺 1/500

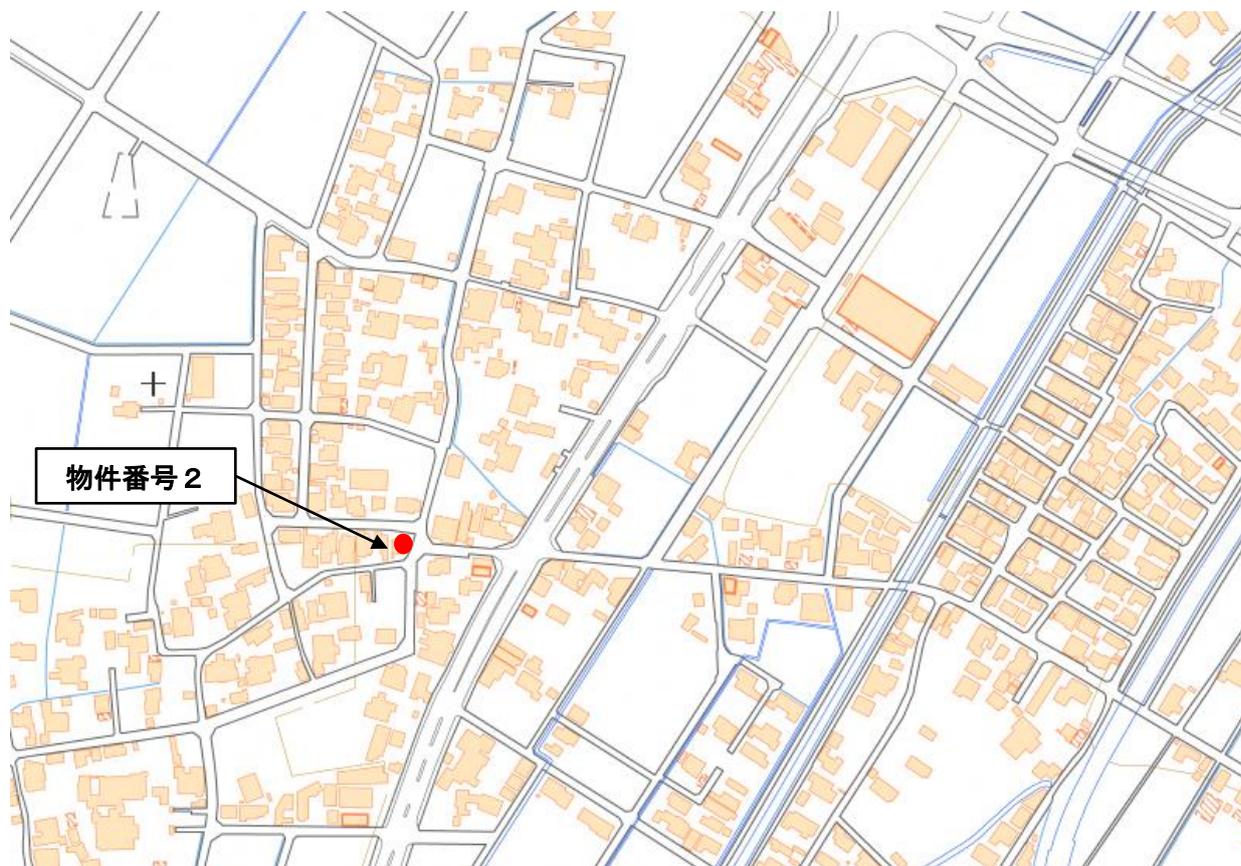
嘱託者 高岡市長 高橋正樹

物 件 調 書

物件番号	2
------	---

所在地	高岡市佐野276番3				
面積	登記簿 実測	198.36㎡ 199.49㎡	地目	宅地	形状 明細図のとおり
接面道路の幅員及び構造	北側、幅員約4m舗装市道（佐野高岡ボールパーク前線） 南側、幅員約6m舗装市道（西藤平蔵佐野線） 東側、幅員約6m舗装市道（西藤平蔵佐野線）				
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化調整区域			
	建築基準法	建ぺい率	70%	容積率	400%
		防火地域等	—	その他	—
	その他				
私道負担等に関する事項	負担の有無	無	負担の内容		
供給処理施設の状況	供給の状況		事業所名	電話番号	
	電気	引き込み可	北陸電力（株）	0120-776453	
	上水道	引き込み可	高岡市上下水道局水道料金センター	0766-20-1616	
	下水道	引き込み可			
	ガス	引き込みなし	—	—	
交通機関	鉄道	JR城端線「二塚駅」約1.7km			
	バス	路線バス「佐野」約300m			
接近条件 (直線距離)	南条小学校 約850m 南星中学校 約2.3km スーパー 約1.1km ショッピングセンター 約3.0km				
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・売却地は旧佐野駐在所の跡地です。 ・敷地内の工作物は、現状有姿での引渡しとなります。 ・当該売却地は、市街化調整区域であるため、建築には一定の制限があります。詳細については、高岡市役所建築政策課（TEL 0766-20-1431）へお問合せください。 ・ハザードマップにおける物件の所在地については、別紙のとおりです。同マップの記載内容は今後変更される場合があります。詳細については、高岡市役所土木維持課（TEL 0766-30-7288）へお問合せください。 				
	注) この物件調書は、購入希望者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず購入希望者ご自身において現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。				

位置図



高岡市佐野 276-3 現況確定図

座標求積表

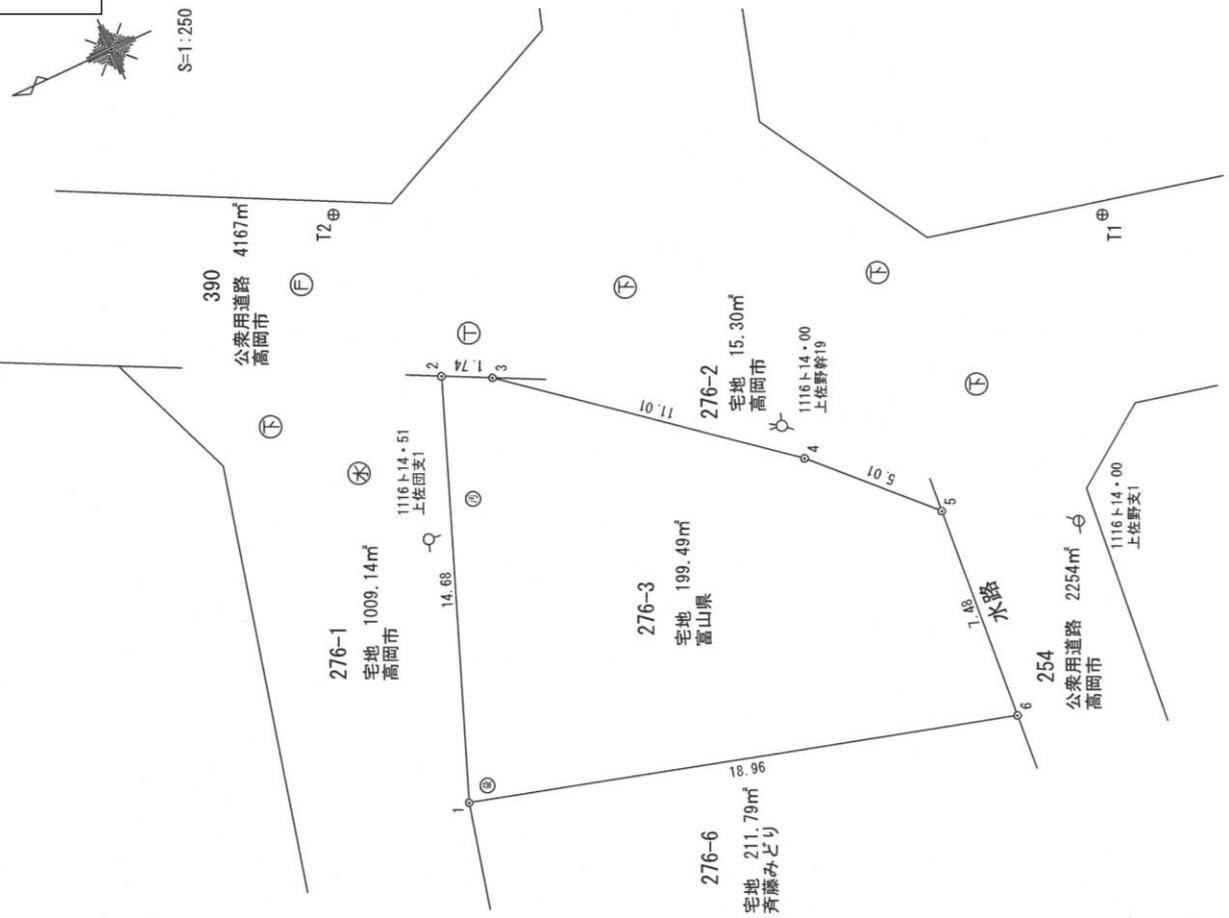
地番	276-3			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
1	121.662	79.822	1568.901410	14.68
2	122.586	94.473	-77.089968	1.74
3	120.846	94.423	-1171.695007	11.01
4	110.177	91.664	-1406.125760	5.01
5	105.506	89.851	-651.060346	7.48
6	102.931	82.823	1338.088388	18.96
			倍面積	
			面積	
			地積	199.49 m ²
				登記面積 198.36 m ²

境界線の種類	境界点
コンクリート杭	1.6
金属板	2~5

測量年月日	令和4年11月18日
座標系	任意

恒久的地物の座標値			
点名	X座標	Y座標	標識
T1(弓照点)	100.000	100.000	金属板
T2(弓照点)	126.278	100.000	金属板

明細図



※図面と現状が異なる場合は現状を優先します。

高岡市 水害ハザードマップ

木津・南条・二塚地区

このマップは、国土交通省高岡河川国庫事務所及び高岡市が作成した、伊予川水系及び川原川水系の洪水浸水想定区域図を基に、全ての河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域と、その浸水深の最大値を表示しています。また、下水道（雨水管）から水が溢れた場合に浸水が想定される区域と、その浸水深の最大値も表示しています。なお、マップ上には洪水浸水想定区域以外でも、車の乗りおろしなどによっては浸水することもありますので、ご注意ください。 高岡市 企画課 作成

水害ハザードマップは、以下からダウンロードできます。

小矢部川水系 小矢部川、岸通川、子瀬川、横江富川、千保川、親父川
 川原川水系 伏木川、子瀬川、横江富川、千保川、親父川
 高岡市危機管理課 Tel:0766-20-1229
 高岡市土木課 Tel:0766-30-7289
 下水道局下水道工務課 Tel:0766-20-1742



- ### 凡例
- 高岡市内の指定緊急避難場所(洪水)
 - 他市の指定緊急避難場所(洪水)
 - 市役所・庁舎 水位観測所
 - 河川監視カメラ
 - 地下道(アンダーパス)
 - 国道 県道
 - 鉄道 幹線 支線
 - 市界 小学校区
 - 下水道計画区域(雨水)



浸水想定区域図 約1000年に一度の大雨

※洪水浸水のみ

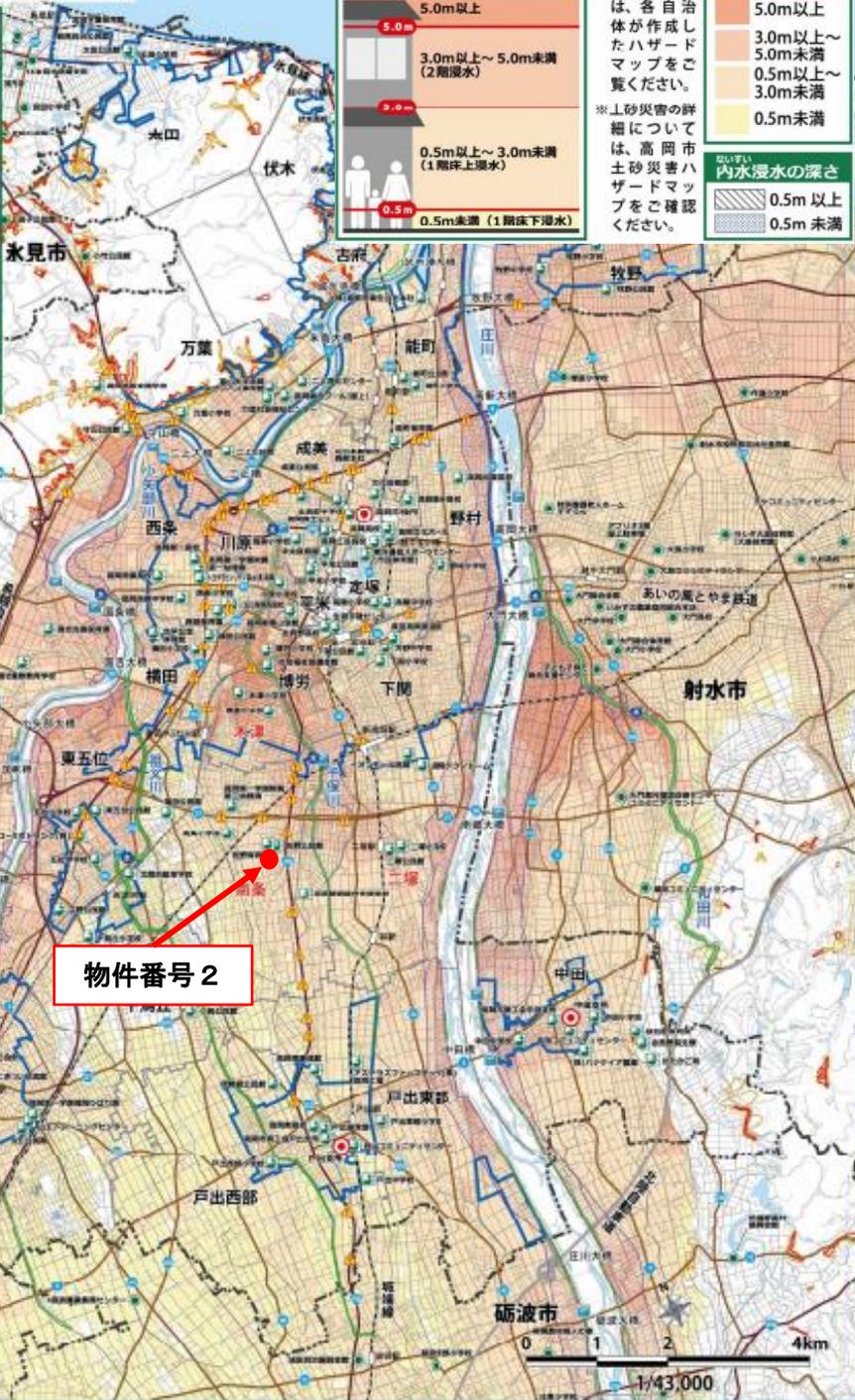
この地図の作成に当たっては、国土環境院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(測量法に基づく国土環境院長承認(使用)R30H5-416)

※内水浸水想定は、高岡市内のうち、内水浸水リスクが高い下水道計画区域(雨水)を対象とした。

【警戒レベル3】や【警戒レベル4】で、地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。

警戒レベル	皆さんがとるべき行動	避難情報など
警戒レベル5	すでに災害が発生、または切迫した状況です。命の危険が多いため、ただちに命の危険を回避し、避難してください。	緊急安全確保
警戒レベル4	浸水が想定される区域から避難してください。浸水が想定される区域から避難し、安全な場所へ避難してください。	避難指示
警戒レベル3	浸水が想定される区域(浸水の恐れのある区画、乳幼児など)とその他の浸水が想定される区域から避難してください。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	高齢者等避難
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップなどにより、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報など(気象庁発表)
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意報(気象庁発表)

※1～5の避難情報は、浸水想定区域図の浸水想定区域(浸水想定区域)と一致しません。



洪水浸水深ランクによる色分け

- 5.0m以上
- 3.0m以上～5.0m未満(2階浸水)
- 0.5m以上～3.0m未満(1階床上浸水)
- 0.5m未満(1階床下浸水)

洪水浸水の深さ

- 5.0m以上
- 3.0m以上～5.0m未満
- 0.5m以上～3.0m未満
- 0.5m未満

※市外の浸水深については、各自治体で作成したハザードマップをご覧ください。

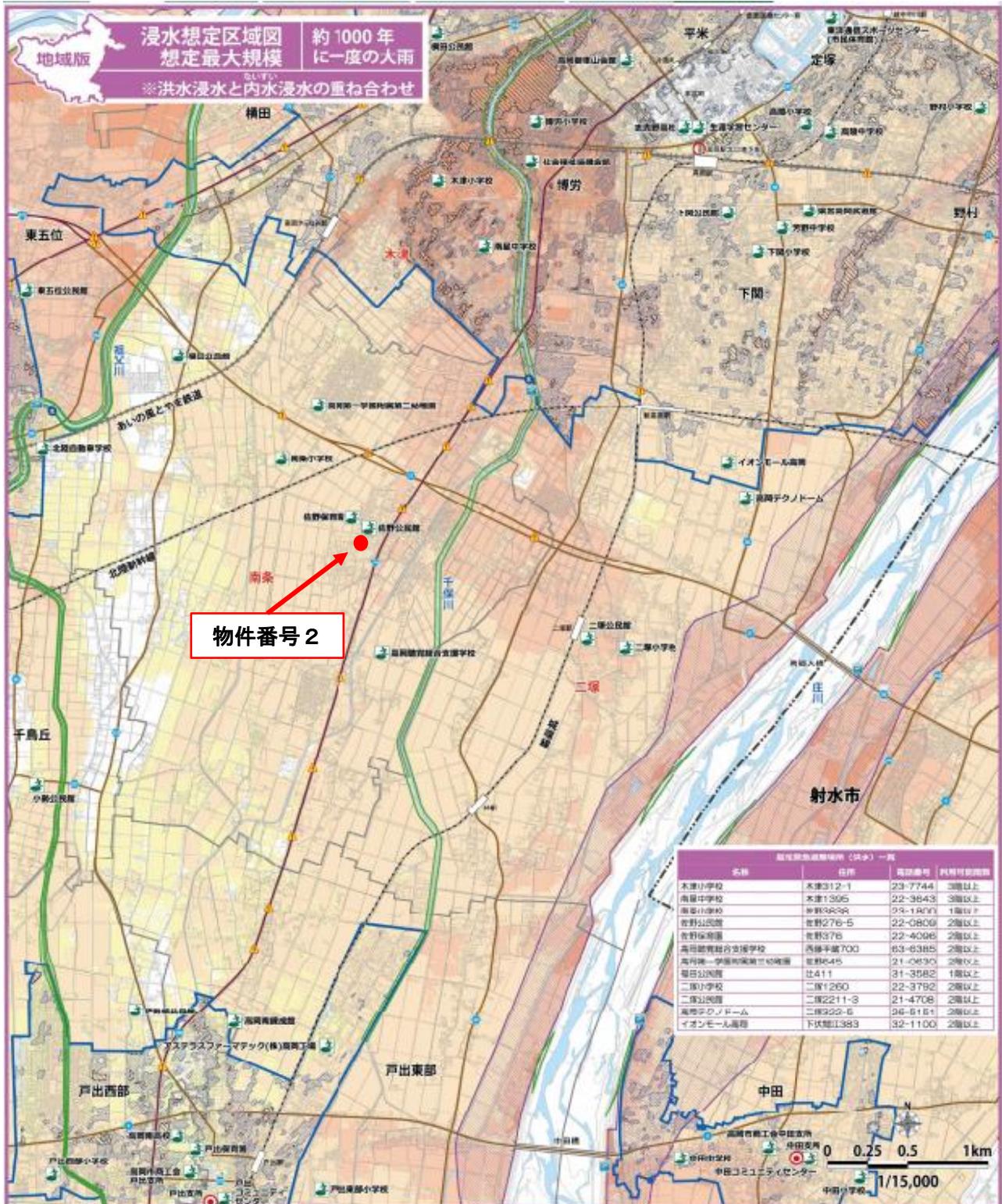
※上り砂災害の詳細については、高岡市土砂災害ハザードマップをご確認ください。

降雨規模

想定最大規模の降雨とは？

※非土砂災害は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらします。

河川	対象河川(地点)	雨量	想定最大規模	
小矢部川	12時間継続雨量	415.0mm	浸水想定	
	24時間継続雨量	365.0mm	浸水想定	
	小矢部川	12時間継続雨量	417.3mm	浸水想定
	24時間継続雨量	365.0mm	浸水想定	
岸通川	12時間継続雨量	313.0mm	浸水想定	
	24時間継続雨量	274.0mm	浸水想定	
	子瀬川	12時間継続雨量	313.0mm	浸水想定
	24時間継続雨量	274.0mm	浸水想定	
横江富川	12時間継続雨量	313.0mm	浸水想定	
	24時間継続雨量	274.0mm	浸水想定	
	千保川	12時間継続雨量	313.0mm	浸水想定
	24時間継続雨量	274.0mm	浸水想定	
親父川	12時間継続雨量	313.0mm	浸水想定	
	24時間継続雨量	274.0mm	浸水想定	
	高岡市	下水道	12時間継続雨量	139.0mm

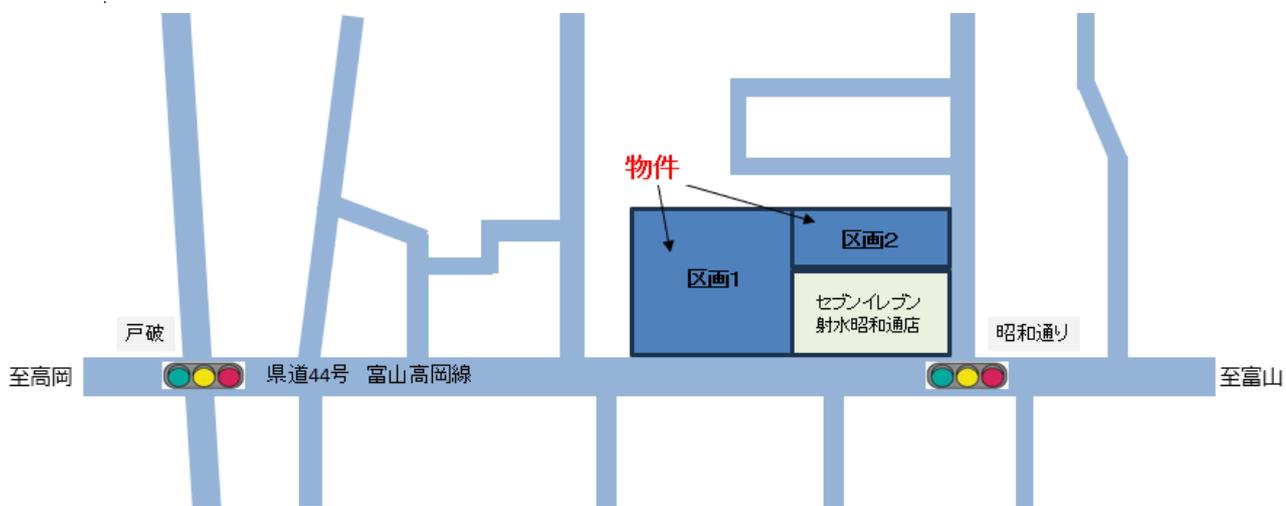
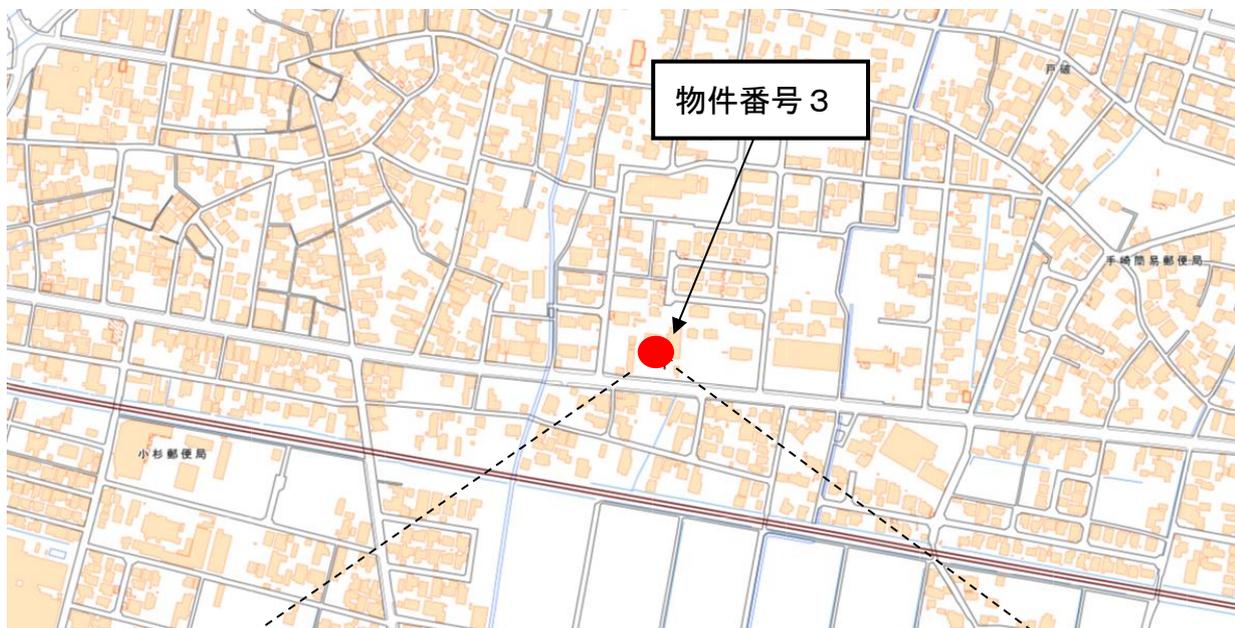


物 件 調 書

物件番号	3
------	---

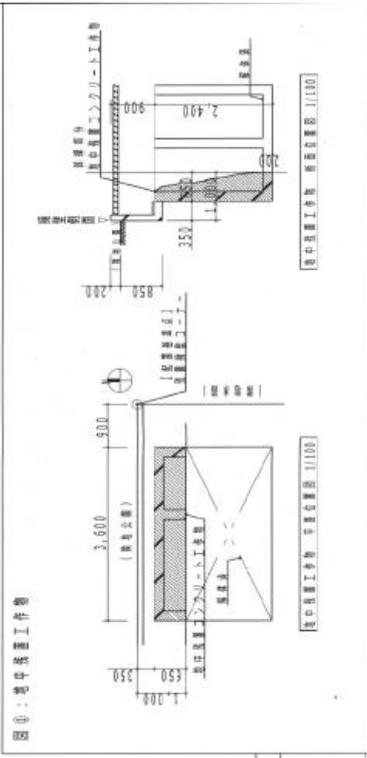
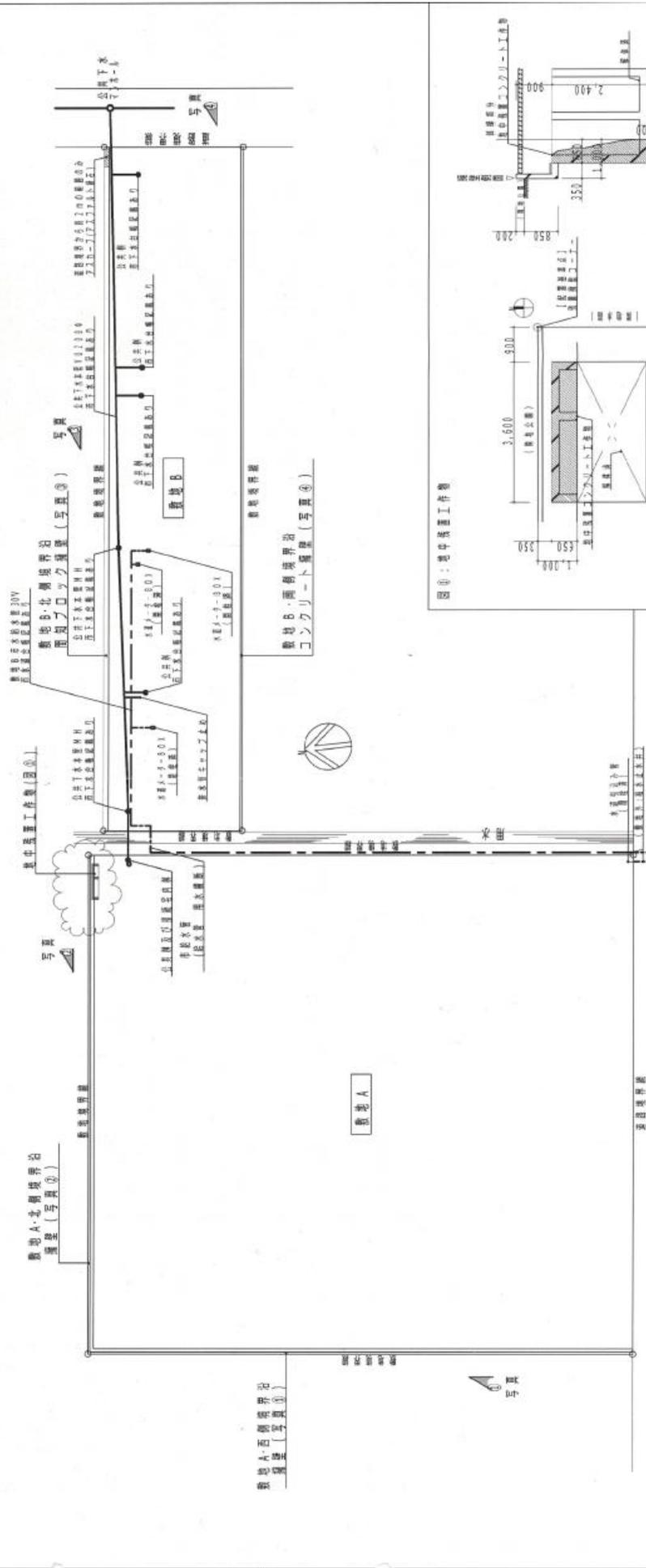
所在地	射水市戸破字神川2459番外2筆					
面積	登記簿	3,709.90㎡	地目	宅地	形状	明細図のとおり
	実測	3,709.08㎡				
接面道路の幅員及び構造	南側、幅員約15m舗装県道（富山・高岡線） 東側、幅員約5m舗装市道（戸破182号線）					
法令等に基づく制限	都市計画法	南側県道の官民境界線から30m付近まで：準住居地域 上記以北：第一種中高層住宅専用地域				
	建築基準法	建ぺい率	60%	容積率	200%	
		防火地域等	-	その他	-	
	その他					
私道負担等に関する事項	負担の有無	無	負担の内容			
供給処理施設の状況	供給の状況		事業所名	電話番号		
	電気	引き込み可	北陸電力（株）	0120-776453		
	上水道	引き込み可	射水市上下水道局部上 下水道お客様センター	0766-84-9643		
	下水道	引き込み可				
ガス	引き込みなし	-	-			
交通機関	鉄道	あいの風とやま鉄道「小杉駅」約1.3km				
	バス	射水市コミュニティバス「昭和通り」約150m				
接近条件	小杉小学校 約650m 小杉中学校 約870m 射水市役所 約3.0km ショッピングセンター 約1.4km					
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・売却地は旧射水警察署の跡地です。 ・北側公園との境界付近に、浄化槽の一部等のコンクリート工作物が残置されています。（浄化槽の残置状況は別添平面図（図①地中残置工作物）のとおり） ・敷地内に、上下水道の管等の一部が埋設・残置されている箇所があります。 ・2459番地先に道路、2590番1地先に水路（法定外公共物）があります。道路や水路の形状を変更する等の場合は所有者である射水市と協議してください。 ・敷地内の工作物は、現状有姿での引渡しとなります。 ・敷地内の電柱は、県の使用許可により北陸電力(株)が設置したものです。 ・ハザードマップにおける物件の所在地については、別紙のとおりです。同マップの記載内容は今後変更される場合があります。詳細については、射水市役所防災・資産管理課（TEL 0766-51-6632）へお問合せください。 					
	注) この物件調書は、購入希望者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず購入希望者ご自身において現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。					

位置図

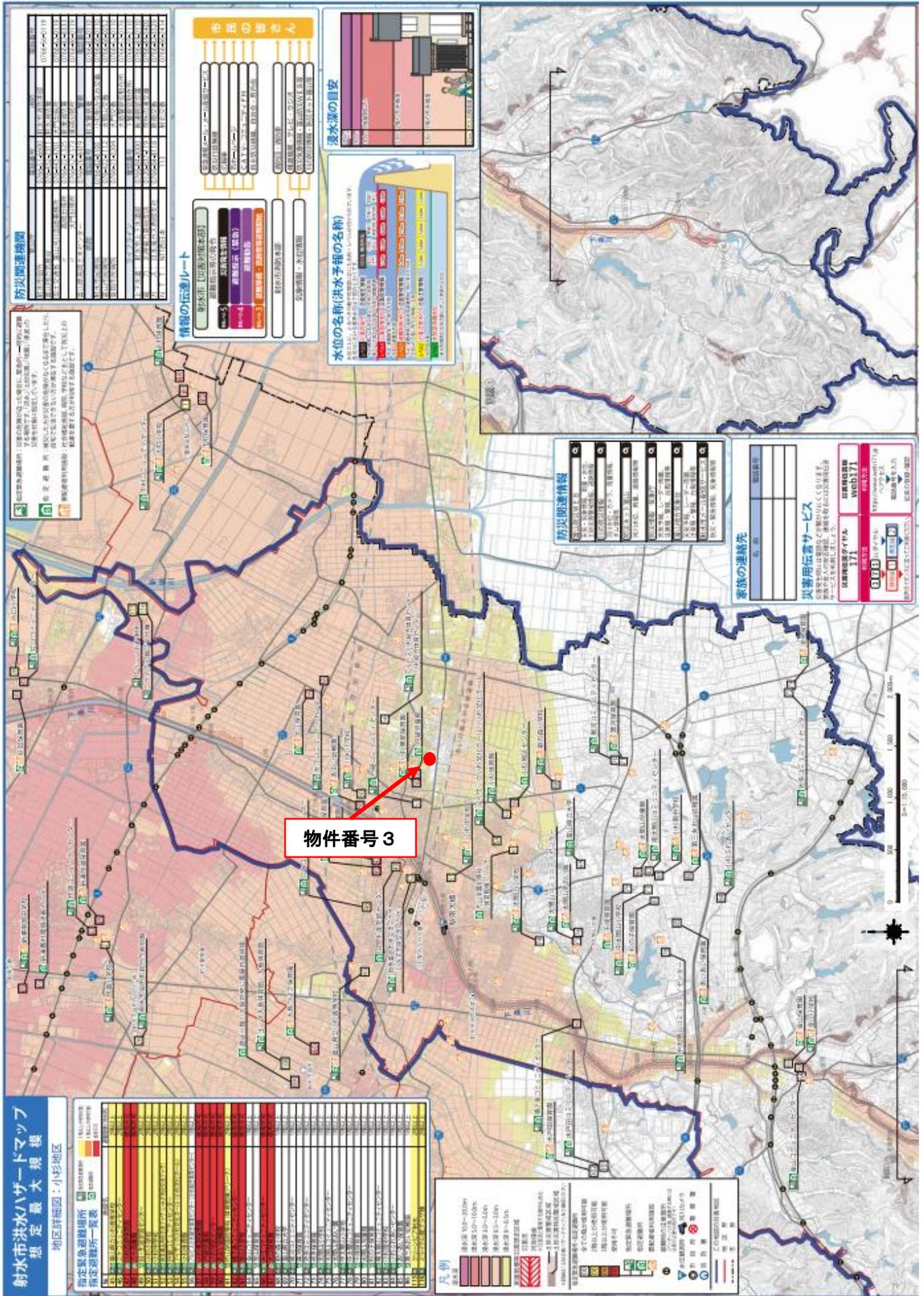




写真①：地区A西側境界沿線写真
写真②：地区A北側境界沿線写真
写真③：地区B北側境界沿線写真
写真④：地区B南側境界沿線写真



300
400
500
600
700
800
900
1000



県有財産一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

富山県知事 新田 八朗 殿

<申込人>

住所（所在地）

商号（名称）

代表者名

 印

電話

 職業（法人の場合は業種）

下記県有財産の一般競争入札に参加いたしたく、申し込みます。

入札参加物件

物件番号
物件所在地

担当者名	<hr/>
連絡先 TEL	(<hr/>)
E-mail	<hr/>
※担当者名・連絡先は必ず記入してください。	

<注意事項>

- 1 添付書類として誓約書、役員一覧表（法人の場合）、登記事項証明書（商業・法人登記）を同封願います。
- 2 代理人による入札参加の場合は、入札当日に必ず委任状（所定様式）を持参してください。
- 3 共有名義で申し込まれる場合、申込人の欄には、共有者を代表して入札手続（入札保証金の納付、入札書の記入等）を行う方の所定事項を記入してください。他の共有者は委任状に必要事項を記入のうえ提出ください。
- 4 法人名義で申し込まれる場合は、法人の印鑑は法人の代表者印を使用してください。

今後の県有地売却の参考にしたいので以下のアンケートにお答えください。なお、このアンケートの回答は申込の受付に影響するものではありません。また、他の目的に使用することはありません。

- 1 この入札をどこでお知りになりましたか。（該当するものを○で囲んでください。複数回答可）
(1) 県からのお知らせ（県報等）(2) 県ホームページ (3) 現地の看板
(4) 富山県宅地建物取引業協会など関係団体からののお知らせ（ちらし・メール等）
(5) その他（

)
- 2 購入を希望される物件は何にお使いになりますか。

誓 約 書

令和 年 月 日

富 山 県 知 事 殿

申込者 住所 (所在地)

商号 (名称)

代表者名

私は富山県が実施する県有財産一般競争入札の申込みにあたり、下記の事項を誓約いたします。

- 1 私は、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項各号に規定する一般競争入札に参加させることができない者及び同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 2 過去2年間、地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当したことはありません。
- 3 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者ではありません。
- 4 私は、次のいずれかに該当する者ではありません。
 - ① 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ② 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - ③ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - ④ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- 5 私は、本誓約書、入札参加申込書及び役員一覧表等が富山県から富山県警察本部に提供されることに同意します。
- 6 私は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律 (平成11年法律第147号) に基づき、同法第5条「観察処分」の決定を受けた団体又はその構成員若しくはその関係者ではありません。
- 7 県有地を購入したときは、これを上記3又は6に該当する者に譲渡又は貸与することはありません。
- 8 入札に対し、入札物件、主な売買条件、入札説明等全て承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について富山県に対し一切の異議及び苦情を申し立てません。

役員一覧表

令和 年 月 日

富山県知事 殿

入札者

住所（所在地）

商号（名称）

入札参加申込書の添付書類として、下記一覧を提出します。

記

(フリガナ) 氏名	役職名	住所	生年月日
			大・昭・平・令 年 月 日

※ 「役員」全員について記載してください。（1枚に記載しきれないときは、本様式を複写等のうえ、別途記載してください。）

※ 「役員」とは、「株式会社にあつては取締役・執行役・会計参与及び監査役、合名会社・合資会社及び合同会社にあつては業務を執行する社員や社団・財団にあつては理事・監事」等をいいます。

※ 共有者がある場合、共有する法人の役員についても別葉にして記載してください。

※ 登記事項証明書（商業・法人登記）を添付してください。

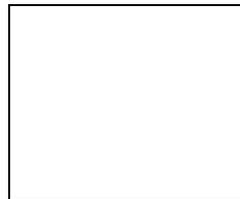
委任状

代理人 住所 _____

フリガナ
氏名 _____

私は、上記の者をもって代理人と定め、下記富山県県有財産の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

代理人使用印



記

物件番号 _____

物件所在地 _____

令和 年 月 日

委任者 住所（所在地） _____

商号（名称） _____

代表者氏名 _____ 印

<注意事項>

委任者が法人代表者で社内代理人が入札に参加する場合でも、委任状は必要です。

入 札 書

令和 年 月 日

富 山 県 知 事 殿

入札者

住所（所在地）

商号（名称）

代表者氏名 印

代理人

住所

氏名 印

物件番号

物件所在地

上記の物件について、下記の金額をもって入札します。

金 額	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
入札保証金額										

<注意事項>

- ・ 金額の数字は算用数字を使用してください。はじめの数字の頭に「金」または「¥」を記入してください。
- ・ 代理人が入札する場合、委任状を提出してください。
- ・ 代理人が入札する場合、入札者の住所、商号または名称、氏名（押印は不要）を記入のうえ、代理人の住所、氏名を記入し、委任状の「代理人使用印」を押印してください。

公表同意書

令和 年 月 日

富山県知事 新田 八朗 殿

住所（所在地）

商号（名称）

代表者氏名

今回の県有地の売払にあたり、落札後の必要と認められる時期に、県が、今回の落札結果を下記の項目について公表できることに同意いたします。

記

- 1 当該財産の所在地、区分、数量
- 2 応札者数、開札結果（同日に受付した場合のみ）
- 3 売払の契約年月日
- 4 売払の契約金額
- 5 売払相手方の個人・法人の別（個人の場合は、具体名は公表しませんが、法人の場合は、同意を得たうえで、具体名を公表できるものとします。）
法人の場合：法人名の公表に同意する 同意しない
- 6 契約相手方の業種（法人の場合のみ）
- 7 価格形成上の減価要因（県の予定価格の算定に当たり、地下埋設物、土壤汚染等の瑕疵又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。）

質 問 書

住所（所在地）：

商号（名称）：

電話：

E-mail：

入札名：県有財産一般競争入札

物件番号	物件の所在地(登記簿による表示)
1	高岡市戸出三丁目1007番3外2筆
2	高岡市佐野276番3
3	射水市戸破字神川2459番外2筆

物件番号	
質 問 内 容	

＜参考＞関係法規（抜粋）

地方自治法施行令

（昭和二十二年五月三日政令第十六号）

（一般競争入札の参加者の資格）

第一六七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

（昭和二十三年七月十日法律第二百二十二号）

（用語の意義）

第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- 一 キヤバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
- 二 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を十ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業として営むものを除く。）
- 三 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの
- 四 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
- 五 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）
- 2 この法律において「風俗営業者」とは、次条第一項の許可又は第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認を受けて風俗営業を営む者をいう。
- 3 この法律において「接待」とは、歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすことをいう。
- 4 この法律において「接待飲食等営業」とは、第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する営業をいう。
- 5 この法律において「性風俗関連特殊営業」とは、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業をいう。
- 6 この法律において「店舗型性風俗特殊営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。
 - 一 浴場業（公衆浴場法（昭和二十三年法律第三十九号）第一条第一項に規定する公衆浴場を業として経営することをいう。）の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する

営業

- 二 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業（前号に該当する営業を除く。）
- 三 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第一項に規定するものをいう。）として政令で定めるものを経営する営業
- 四 専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。以下この条において同じ。）の用に供する政令で定める施設（政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。）を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業
- 五 店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業
- 六 前各号に掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として政令で定めるもの
- 7 この法律において「無店舗型性風俗特殊営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。
 - 一 人の住居又は人の宿泊の用に供する施設において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの
 - 二 電話その他の国家公安委員会規則で定める方法による客の依頼を受けて、専ら、前項第五号の政令で定める物品を販売し、又は貸し付ける営業で、当該物品を配達し、又は配達させることにより営むもの
- 8 この法律において「映像送信型性風俗特殊営業」とは、専ら、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる営業で、電気通信設備を用いてその客に当該映像を伝達すること（放送又は有線放送に該当するものを除く。）により営むものをいう。
- 9 この法律において「店舗型電話異性紹介営業」とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。次項において同じ。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。以下同じ。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによつて営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）をいう。
- 10 この法律において「無店舗型電話異性紹介営業」とは、専ら、面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際を希望する者に対し、会話の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて他の一方の者に取り次ぐことによつて営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含むものとし、前項に該当するものを除く。）をいう。
- 11 この法律において「特定遊興飲食店営業」とは、ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客に酒類を提供して営むものに限る。）で、午前六時後翌日の午前零時前の時間においてのみ営むもの以外のもの（風俗営業に該当するものを除く。）をいう。
- 12 この法律において「特定遊興飲食店営業者」とは、第三十一条の二十二の許可又は第三十一条の二十三において準用する第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認を受けて特定遊興飲食店営業を営む者をいう。
- 13 この法律において「接客業務受託営業」とは、専ら、次に掲げる営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業をいう。
 - 一 接待飲食等営業
 - 二 店舗型性風俗特殊営業
 - 三 特定遊興飲食店営業
- 四 飲食店営業（設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けて営むものをいい、前三号に掲げる営業に該当するものを除く。以下同じ。）のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業（営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。以下「酒類提供飲食店営業」という。）で、午前六時から午後十時までの時間においてのみ営むもの以外のもの

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律 (平成十一年十二月七日法律第百四十七号)

(定義)

第四条 この法律において「無差別大量殺人行為」とは、破壊活動防止法(昭和二十七年法律第二百四十号)第四条第一項第二号へに掲げる暴力主義的破壊活動であつて、不特定かつ多数の者を殺害し、又はその実行に着手してこれを遂げないもの(この法律の施行の日から起算して十年以前にその行為が終わつたものを除く。)をいう。

2 この法律において「団体」とは、特定の共同目的を達成するための多数人の継続的結合体又はその連合体をいう。ただし、ある団体の支部、分会その他の下部組織も、この要件に該当する場合には、これに対して、この法律による規制を行うことができるものとする。

(観察処分)

第五条 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、三年を超えない期間を定めて、公安調査庁長官の観察に付する処分を行うことができる。

- 一 当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団体の活動に影響力を有していること。
- 二 当該無差別大量殺人行為に関与した者の全部又は一部が当該団体の役職員又は構成員であること。
- 三 当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員(団体の意思決定に関与し得る者であつて、当該団体の事務に従事するものをいう。以下同じ。)であつた者の全部又は一部が当該団体の役員であること。
- 四 当該団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領を保持していること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があること。

2 前項の処分を受けた団体は、政令で定めるところにより、当該処分が効力を生じた日から起算して三十日以内に、次に掲げる事項を公安調査庁長官に報告しなければならない。

- 一 当該処分が効力を生じた日における当該団体の役職員の氏名、住所及び役職名並びに構成員の氏名及び住所
- 二 当該処分が効力を生じた日における当該団体の活動の用に供されている土地の所在、地積及び用途
- 三 当該処分が効力を生じた日における当該団体の活動の用に供されている建物の所在、規模及び用途
- 四 当該処分が効力を生じた日における当該団体の資産及び負債のうち政令で定めるもの
- 五 その他前項の処分に際し公安審査委員会が特に必要と認める事項

3 第一項の処分を受けた団体は、政令で定めるところにより、当該処分が効力を生じた日からその効力を失う日の前日までの期間を三月ごとに区分した各期間(最後に三月未満の区分した期間が生じた場合には、その期間とする。以下この項において同じ。)ごとに、当該各期間の経過後十五日以内に、次に掲げる事項を、公安調査庁長官に報告しなければならない。

- 一 当該各期間の末日における当該団体の役職員の氏名、住所及び役職名並びに構成員の氏名及び住所
- 二 当該各期間の末日における当該団体の活動の用に供されている土地の所在、地積及び用途
- 三 当該各期間の末日における当該団体の活動の用に供されている建物の所在、規模及び用途
- 四 当該各期間の末日における当該団体の資産及び負債のうち政令で定めるもの
- 五 当該各期間中における当該団体の活動に関する事項のうち政令で定めるもの
- 六 その他第一項の処分に際し公安審査委員会が特に必要と認める事項

4 公安審査委員会は、第一項の処分を受けた団体が同項各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合であつて、引き続き当該団体の活動状況を継続して明らかにする必要があると認められるときは、その期間を更新することができる。

5 第三項の規定は、前項の規定により期間が更新された場合について準用する。この場合において、第三項中「当該処分が効力を生じた日から」とあるのは、「期間が更新された日から」と読み替えるものとする。

6 公安調査庁長官は、第二項の規定又は第三項(前項において準用する場合を含む。)の規定による報告を受けたときは、その内容を速やかに文書で警察庁長官に通報するものとする。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(平成三年五月十五日法律第七十七号)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 暴力的不法行為等

別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。

2 暴力団

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

3 指定暴力団

次条の規定により指定された暴力団をいう。

4 指定暴力団連合

第四条の規定により指定された暴力団をいう。

5 指定暴力団等

指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。

6 暴力団員

暴力団の構成員をいう。

7 暴力的要求行為

第九条の規定に違反する行為をいう。

8 準暴力的要求行為

一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。